

半田市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十日

半田市長 久世孝宏

#### 半田市規則第一号

##### 半田市事務分掌規則の一部を改正する規則

半田市事務分掌規則(平成十年半田市規則第六号)の一部を次のように改正する。  
別表市民経済部の部産業課の項に次の一号を加える。

十八 創造・連携・実践センターに関すること。

別表建設部の部建築課の項中「開発行為等」を「開発行為及び宅地造成等」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表建設部の部の改正規定は、令和七年五月九日から施行する。